

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則

昭和二十六年十二月四日

規則第百二十五号

(総則)

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法」という。)の施行については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(診察及び保護の申請)

第二条 法第二十二条第二項の規定による申請書は、別記様式第一号によるものとする。

第三条 削除

(退院申出の届出)

第四条 法第二十六条の二の規定による届出は、別記様式第二号による退院申出届によるものとする。

(精神保健指定医の診察)

第五条 知事は、法第二十七条第一項又は第二項の規定によつて診察をさせる場合には、別記様式第三号による診察指示書を当該指定医に交付するものとする。

(診察通知)

第六条 知事は、法第二十八条第一項の規定によつて診察の日時及び場所を通知する場合には、別記様式第四号による診察通知書によつて行うものとする。

(知事による入院措置)

第七条 知事は、法第二十九条第一項又は法第二十九条の二第一項の規定により精神障害者を入院させたときで、当該精神障害者に家族等(法第五条第二項に規定する家族等をいう。以下同じ。)がない場合又は家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあつては、当該精神障害者の居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地)を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。)に別記様式第五号による入院措置通知書により通知するものとする。

(費用の徴収)

第八条 法第二十九条第一項の規定により入院させられた者(以下「措置入院者」という。)又は法第二十九条の二第一項の規定により入院させられた者(以下「措置入院者等」と総称する。)の入院に要する費用は、当該措置入院者等又はその扶養義務者から月額により徴収するものとし、その額は、別表左欄に掲げる所得割(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による

特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。)をいう。以下同じ。)の額の合計額の区分に応じ、当該右欄に定める額とする。

- 2 措置入院者等の入院期間が一月に満たない場合における当該月の費用の徴収額は、前項の規定にかかわらず、これらの規定によつて算定して得た額に当該入院した日数をその月の実日数で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 当該措置入院者等、当該措置入院者等の属する世帯又は当該世帯の構成員が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による支援給付を受けている場合は、前二項の規定にかかわらず、入院に要する費用は、徴収しない。

(費用の徴収方法)

第九条 費用は、月ごとに納入通知書により徴収するものとする。

(減免)

第十条 知事は、第八条の規定により徴収額を決定した後、措置入院者等の属する世帯が災害その他特別の事情により、当該措置入院者等又はその扶養義務者が同条に規定する費用を負担することができなくなったと認められるときは、これを減免することができる。

(退院等の請求)

第十一条 法第三十八条の四の規定による請求は、別記様式第七号による退院・処遇改善請求書によるものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(仮退院の許可の申請)

第十二条 法第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、法第四十条の規定による措置入院者の仮退院の許可を受けようとするときは、別記様式第八号による仮退院許可申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請に対して許可したときは、措置入院者の家族等その他の関係者にその旨を通知するものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 代用精神病院ニ関スル精神病院法施行細則(昭和九年広島県令第三十三号)及び代用精神病院ニ関スル精神病院法施行手続(昭和九年広島県訓令第十五号)は、廃止する。

附 則(昭和二八年七月一四日規則第六七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三二年四月一二日規則第四七号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

附 則(昭和三七年五月二九日規則第四六号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、昭和三十六年十月一日から適用する。
- 2 この規則による改正前の精神衛生法施行細則(以下「旧規則」という。)の規定によって徴収すべきであった昭和三十六年九月三十日以前の期間に係る費用については、なお従前の例による。
- 3 昭和三十六年十月一日現に入院措置を受けていた者に係る当該入院に要する費用の徴収については、この規則による改正後の精神衛生法(以下「新規則」という。)第八条の規定によって算定した額が旧規則第九条の規定によって算定した額をこえるときは、なお従前の例による。
- 4 この規則施行の際現に入院措置を受け、又は昭和三十六年十月一日以降入院措置を受けた者の保護義務者は、その保護すべき者に代つて、この規則施行の日から起算して二十日以内に世帯調書をその者の属する世帯の世帯主の居住地を管轄する保健所長(広島市及び呉市にあつては、当該市の長)を経由して知事に提出しなければならない。
- 5 この規則施行の際現に、旧規則による様式でしている申請その他の手続は、新規則によつてした申請その他の手続とみなす。

附 則(昭和三九年六月三〇日規則第六五号)

- 1 この規則は、昭和三十九年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の精神衛生法施行細則別表の規定は、この規則の施行の日以降における入院に要する費用の徴収額について適用し、同日前における入院に要する費用の徴収額については、なお従前の例による。

附 則(昭和三九年七月一〇日規則第七二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四一年八月五日規則第六一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四九年六月二五日規則第六八号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の精神衛生法施行細則別表の規定は、昭和四十九年五月一日以後における入院に要する費用の徴収額について適用し、同日前における入院に要する費用の徴収額については、なお従前のによる。

附 則(昭和五五年二月一日規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五五年八月二二日規則第八一号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 次項に規定するものを除き、改正後の精神衛生法施行細則別表の規定は、昭和五十五年七月一日以後における入院に要する費用の徴収額について適用し、同日前における入院に要する費用の徴収額については、なお従前の例による。
- 3 昭和五十五年七月一日において現に入院措置を受け、同日以降引き続き入院している者で、同人及びその扶養義務者の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合は、前前年分の所得税額)の合計額が九十二万九千四百円未満のものの当該入院に要する費用の徴収については、昭和五十六年三月三十一日までの間に限り、なお従前の例による。

附 則(昭和五七年九月一三日規則第五三号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の精神衛生法施行細則別表の規定は、昭和五十七年七月一日以後における入院に要する費用の徴収額について適用する。ただし、同日前において現に入院措置を受け、同日以降引き続き入院している者に係る当該入院に要する費用の徴収については、昭和五十八年三月三十一日までの間に限りなお従前の例による。

附 則(昭和五八年一〇月一三日規則第七一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六三年七月一日規則第三七号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第四条の規定による改正前の精神衛生法施行細則による様式によつてした申請その他の手続は、同条の規定による改正後の精神保健法施行細則による様式によつてした申請その他の手續とみなす。

附 則(平成六年三月三一日規則第三二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年七月六日規則第六三号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第九条及び別表の規定は、平成七年七月一日以後における入院に要する費用の徴収額について適用する。

附 則(平成八年四月一日規則第一九号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式でしている申請その他の手續は、この規則による改正後の申請その他の手續とみなす。

附 則(平成一〇年三月二四日規則第一四号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年四月一日規則第八七号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年一二月二一日規則第一三四号)
この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成一三年四月一日規則第三六号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一四年六月一〇日規則第五五号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年四月一日規則第五八号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一八年四月一日規則第四三号)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(未熟児養育医療費用徴収規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則による改正前の未熟児養育医療費用徴収規則の規定によって徴収すべきであった費用については、なお従前の例による。
(身体障害者福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則による様式でしている申請その他の手続は、この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則の様式による申請その他の手続とみなす。
(知的障害者福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の知的障害者福祉法施行細則による様式でしている申請その他の手続は、この規則による改正後の知的障害者福祉法施行細則の様式による申請その他の手続とみなす。
(児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 5 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の児童福祉法施行細則(以下「旧規則」という。)第二十六条第一項の規定による別表により徴収すべきであった費用については、なお従前の例による。
- 6 旧規則による様式でしている申請その他の手続は、この規則による改正後の児童福祉法施行細則の様式

による申請その他の手続とみなす(ただし、旧規則第二条の規定によるものを除く。)。

(広島県介護福祉士修学資金貸付規則の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この規則による改正前の広島県介護福祉士修学資金貸付規則第十六条第一項第一号に規定する児童居宅介護等事業、身体障害者居宅介護等事業及び知的障害者居宅介護等事業のホームヘルパーは、この規則による改正後の第十六条第一項第一号の規定による返還の債務の免除を受けるために必要な業務に従事した期間の算定については、この規則による改正後の第十六条第一項第一号に規定するその他介護等を受ける者の居宅において介護等の業務に従事する者とみなす。

附 則(平成一八年九月二九日規則第七〇号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則(平成一八年一二月二一日規則第七六号)

この規則は、平成十八年十二月二十三日から施行する。

附 則(平成二〇年七月三日規則第五三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日規則第十七号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(令和二年二月十七日規則第五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後における措置に係る費用の徴収について適用し、同日前における措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。ただし、この規則の施行の際現に措置されている者に係る費用徴収額又は自己負担額であって、この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則を適用して算定したものが新規則を適用して算定したもの以上となる場合の措置に係る費用の徴収については、新規則を適用するものとする。

附 則(令和三年三月二十九日規則第三十七号)

(施行期日)

- 1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第二条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(以下「新規則」という。)の規定は、新規則の施行の日以後における措置に係る費用の徴収について適用し、同日前における措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則（令和五年三月三十日規則第二十四号）
(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年四月一日規則第二十六号）
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年八月四日規則第五十三号）
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

別表(第8条関係)

所得割の額の合算額 (年額)	費用徴収額又は自己負担額(月額)
56万4千円以下	0円
56万4千円超	<p>2万円。ただし、措置入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額(法第30条の2に規定する他の法律による給付の額をいう。)を控除して得た額が、2万円に満たない場合は、その額</p>

備考

- 1 この表の左欄における「所得割の額の合計額」とは、措置入院者等並びにその配偶者及び当該措置入院患者等と生計を一にする扶養義務者（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項の直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。）について法第 29 条第 1 項又は第 29 条の 2 第 1 項の規定による入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合計した額をいう。
- 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。
 - (1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族（16 歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第 314 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する特定扶養親族（19 歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
 - (2) 措置入院者等又はその配偶者若しくは当該措置入院者等と生計を一にする扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。